

入札参加者を指名するための基準

評価項目	評価の着目点 判断基準	評価の ウエイト
参加表明者の経験及び能力		
資格要件		
技術部門登録	(様式－2) ① 本業務に関する部門（道路部門）の建設コンサルタント登録がある機関、公益社団法人、公益財団法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学。 ② 上記以外	① 5 ② 0
業務経験		
業務実績	(様式－2) 同種又は類似業務実績を以下の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 ③ 上記以外 設計共同体については、実績がない者が含まれる場合は指名しない。 記載する業務は1件（設計共同体の場合はそれぞれの者について1件）とする。  入札説明書（共通事項）4. (2) 1) ア) a) ~d) に該当する業務の場合は指名しない。 設計共同体の場合は、上記に該当する者が含まれる場合は指名しない。	① 10 ② 5 ③ 指名しない
専門技術力		
業務成績	入札説明書（共通事項）4. (5) 2) ア) に示す実績の平均業務評定点を以下の順位で評価する。  なお、評価対象業務の業種区分は4. (1) 1) ア) に記載したものに限る。 評価対象の優先順位は以下のとおりとし、優先順位の高い実績があるものが、優先順位の低い実績で参加しようとした場合は加点しない。  また、複数の実績で参加しようとした場合についても加点しない。 1) 国交省等発注の実績 2) 地方自治体等の受注実績を評価する試行 なお、上記2) の実績により評価を行う場合は③と評価し加点するが1) 又は2) の実績がない場合は⑥として評価し、加点しない。  ① 80点以上 ② 79点以上80点未満 ③ 78点以上79点未満 ④ 77点以上78点未満 ⑤ 76点以上77点未満 ⑥ 60点以上76点未満 ⑦ 60点未満	① 30 ② 24 ③ 18 ④ 12 ⑤ 6 ⑥ 0 ⑦ 指名しない
優良表彰		
	(様式－2) 入札説明書（共通事項）4. (5) 2) イ) に示す優良業務表彰の実績がある者を以下の順位で評価する。 なお、評価対象業務の業種区分は4. (1) 1) ア) に限る。 ① 関東地方整備局発注業務で、優良業務表彰（局長）を受けた経験がある者。 ② 関東地方整備局発注業務で、優良業務表彰（部長、事務所長）を受けた経験がある者。	① 5 ② 3

評価項目	評価の着目点	評価のウエイト
	評価の着目点 判断基準	
管理技術者の経験及び能力		
資格要件		
	技術者資格 (様式－3) 技術者資格を以下の項目で評価する。 なお、各々の資格の詳細については4. (2) 2) ア) による。 ①・技術士 ②・国土交通省登録技術者資格（公示日までに登録された資格）（施設分野：道路一業務：設計） ③・RCCM（上記②を除く） ・土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1級）（上記②を除く） ④・上記以外の場合は指名しない	① 4 ② 3 ③ 1 ④指名しない
継続教育取組実績		
C P Dの取得状況	(様式－3) C P Dの取得状況について以下の項目で評価する。 ①・建設系C P D協議会の構成団体が発行する継続教育（C P D）の登録証明書等が有り、かつ建設系C P D協議会の各構成団体が推奨する単位を満たしている者。 ②・上記以外	① 1 ② 0
業務経験		
業務実績	(様式－3) 同種又は類似業務の実績等を以下の項目で評価する。 ①・同種業務の実績を有する者。 ・同種業務に関する「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」による実績の認定を受けた者。 ・同種業務に関する業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者。 ②・類似業務の実績を有する者。 ・類似業務に関する「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」による実績の認定を受けた者。 ・類似業務に関する業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者。 ③・上記以外 但し、入札説明書（共通事項）4. (2) 2) イ) 但し書きに記載の業務は、実績として認めない。	① 10 ② 5 ③指名しない
若手技術者	(様式－3) 若手技術者（40歳以下）の活用について以下の項目で評価する。 ①・管理技術者に若手技術者（40歳以下）を配置する場合。 ②・上記以外	① 7 ② 0

評価項目	評価の着目点	評価のウエイト
	評価の着目点 判断基準	
専門技術力		
	業務成績	<p>① 25          ② 20          ③ 15          ④ 10          ⑤ 5          ⑥ 0          ⑦ 指名しない</p>
	<p>入札説明書（共通事項）4.（5）2)ア)に示す実績の平均技術者評定点等を以下の順位で評価する。</p> <p>評価対象の優先順位は以下のとおりとし、優先順位の高い実績がありながら、優先順位の低い実績で参加しようとした場合は加点しない。</p> <p>また、複数の実績で参加しようとした場合についても加点しない。</p> <p>1) 国交省等発注の実績          2) マネジメントした実務経験 又は 地方自治体等の受注実績を評価する試行          なお、上記2)の実績により評価を行う場合は③と評価し加点するが、1) 又は2)の実績がない場合は⑥として評価し、加点しない。</p> <p>① 80点以上          ② 79点以上80点未満          ③ 78点以上79点未満          ④ 77点以上78点未満          ⑤ 76点以上77点未満          ⑥ 60点以上76点未満          ⑦ 60点未満</p> <p>令和4年度に完了した業務について、担当した国交省等発注業務（建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び港湾空港関係を除く）の技術者評定点に60点未満がある場合は評価点を減ずる。</p> <p>なお、職務上従事した立場は、管理（主任）技術者又は担当技術者とする。</p>	-5
	優良表彰	<p>① 3          ② 1</p>
	<p>(様式-3)</p> <p>入札説明書（共通事項）4.（5）2)イ)に示す優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の実績がある者を以下の順位で評価する。</p> <p>なお、評価対象業務の業種区分は4.（1）1)ア)に限る。</p> <p>① ・ 関東地方整備局発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰を、局長より受けた経験がある者。          ・ 海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞を受けた経験がある者。</p> <p>② ・ 関東地方整備局発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰を、部長又は事務所長より受けた経験がある者。          ・ 海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞を受けた経験がある者。</p>	
専任性		
	手持ち業務量	
	<p>(様式-3)</p> <p>手持ち業務量が、入札説明書（共通事項）による契約金額以上又は契約件数以上となる者は指名しない。</p>	数値化しない

評価項目	評価の着目点	評価のウエイト
	評価の着目点 判断基準	
照査技術者の経験及び能力		
資格要件		
	技術者資格  (様式一 4) 以下のいずれかの技術者資格を有すること。 なお、各々の資格の詳細については 4. (2) 2) 力) による。 ①・技術士 ②・国土交通省登録技術者資格（公示日までに登録された資格）（施設分野：道路一業務：設計） ③・R C C M （国土交通省登録技術者資格を除く） ・土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1級）（国土交通省登録技術者資格を除く） 上記以外の場合は指名しない	数値化しない
業務経験		
業務実績	 (様式一 4) 以下のいずれかの業務実績を有すること。 ① 同種業務の実績を有する者。 ② 類似業務の実績を有する者。 上記以外の場合は指名しない。 但し、入札説明書（共通事項）4. (2) 2) 力) 但し書きに記載の業務は、実績として認めない。	数値化しない
専門技術力		
業務成績	 令和元年度以降令和4年度末までに完了した業務（設計共同体としての業務を含む。）について、担当した国交省等発注業務（建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び港湾空港関係を除く）の平均技術者評定点が60点未満である場合は指名しない。 なお、職務上従事した立場は、管理（主任）技術者、担当技術者又は照査技術者とする。	数値化しない
業務実施体制		
業務実施体制の妥当性	 (様式一 5) 以下のいずれかの項目に該当する場合には指名しない。 ① 主たる部分を再委託する場合。 ② 業務の分担構成が、以下の1)から2)などで不明確又は不自然な場合。 1) 業務内容と無関係な分担業務 2) 分担業務の内容に対して過大又は過小な人員を配置 ③ 管理（主任）技術者について複数名記載した場合。 ④ 担当技術者について8名を超えて記載した場合。（設計共同体の場合でも全体で8名までの記載とする。構成員毎に8名ではない。） ⑤ 設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一つの分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。	数値化しない

## 技術点を算出するための基準

評価項目	評価の着目点 判断基準	評価の ウエイト
管理技術者の経験及び能力		
資格要件		
技術者資格	(様式－3) 技術者資格を以下の項目で評価する。 なお、各々の資格の詳細については4. (2) 2) ア) による。 ①・技術士 ②・国土交通省登録技術者資格（公示日までに登録された資格）（施設分野：道路 一業務：設計） ③・RCCM（上記 ②を除く） ・土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1級）（上記 ②を除く）	① 4 ② 3 ③ 1
継続教育取組実績		
C P D の取得状況	(様式－3) C P D の取得状況について以下の項目で評価する。 ① 建設系 C P D 協議会の構成団体が発行する継続教育（C P D）の登録証明書等 が有り、かつ建設系 C P D 協議会の各構成団体が推奨する単位を満たしている 者。 ② 上記以外	① 1 ② 0
業務経験		
業務実績	(様式－3) 同種又は類似業務の実績等を以下の項目で評価する。 ①・同種業務の実績を有する者。 ・同種業務に関する「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」による 実績の認定を受けた者。 ・同種業務に関する業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者。 ②・類似業務の実績を有する者。 ・類似業務に関する「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」による 実績の認定を受けた者。 ・類似業務に関する業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者。	① 8 ② 4
若手技術者	(様式－3) 若手技術者（40歳以下）の活用について以下の項目で評価する。 ①・管理技術者に若手技術者（40歳以下）を配置する場合。 ②・上記以外	① 6 ② 0
専門技術力		
業務成績	入札説明書（共通事項）4. (5) 2) ア) に示す実績の平均技術者評定点等を以下の順位で評価する。  評価対象の優先順位は以下のとおりとし、優先順位の高い実績がありながら、優先順位の低い実績で参加しようとした場合は加点しない。 また、複数の実績で参加しようとした場合についても加点しない。 1) 国交省等発注の実績 2) マネジメントした実務経験 又は 地方自治体等の受注実績を評価する試行 なお、上記2) の実績により評価を行う場合は③と評価し加点するが、1) 又は2) の実績がない場合は⑥として評価し、加点しない。  ① 80点以上 ② 79点以上80点未満 ③ 78点以上79点未満 ④ 77点以上78点未満 ⑤ 76点以上77点未満 ⑥ 60点以上76点未満	① 12 ② 10 ③ 7 ④ 5 ⑤ 2 ⑥ 0
	令和4年度に完了した業務について、担当した国交省等発注業務（建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び港湾空港関係を除く）の技術者評定 点に60点未満がある場合は評価点を減ずる。 なお、職務上従事した立場は、管理（主任）技術者又は担当技術者とする。	－5

評価項目		評価のウエイト
評価の着目点	判断基準	
優良表彰	<p>(様式－3) 入札説明書（共通事項）4.（5）2)イ)に示す優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある者を以下の順位で評価する。 なお、評価対象業務の業種区分は4.（1）1)ア)に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 関東地方整備局発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰を、局長より受けた経験がある者。</li> <li>・ 海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞を受けた経験がある者。</li> <li>② 関東地方整備局発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰を、部長又は事務所長より受けた経験がある者。</li> <li>・ 海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞を受けた経験がある者。</li> </ul>	① 2 ② 1
照査技術者の経験及び能力		
資格要件		
技術者資格	<p>(様式－4) 技術者資格を以下の項目で評価する。 なお、各々の資格の詳細については4.（2）2)カ)による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 技術士</li> <li>② 国土交通省登録技術者資格（公示日までに登録された資格）（施設分野：道路一業務：設計）</li> <li>③ RCCM（上記②を除く）</li> <li>・ 土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1級）（上記②を除く）</li> </ul>	① 3 ② 2 ③ 1
継続教育取組実績		
C P Dの取得状況	<p>(様式－4) C P Dの取得状況について以下の項目で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 建設系C P D協議会の構成団体が発行する継続教育（C P D）の登録証明書等があり、かつ建設系C P D協議会の各構成団体が推奨する単位を満たしている者。</li> <li>② 上記以外</li> </ul>	① 1 ② 0
業務経験		
業務実績	<p>(様式－4) 同種又は類似業務の実績を以下の項目で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 同種業務の実績を有する者。</li> <li>② 類似業務の実績を有する者。</li> </ul>	① 3 ② 1
専門技術力		
業務成績	<p>入札説明書（共通事項）4.（5）2)ア)に示す実績の平均技術者評定点等を以下の順位で評価する。 評価対象の優先順位は以下のとおりとし、優先順位の高い実績がありながら、優先順位の低い実績で参加しようとした場合は加点しない。 また、複数の実績で参加しようとした場合についても加点しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 国交省等発注の実績</li> <li>2) 地方自治体等の受注実績を評価する試行</li> </ul> <p>なお、上記2)の実績により評価を行う場合は③と評価し加点するが、1)又は2)の実績がない場合は⑥として評価し、加点しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 80点以上</li> <li>② 79点以上80点未満</li> <li>③ 78点以上79点未満</li> <li>④ 77点以上78点未満</li> <li>⑤ 76点以上77点未満</li> <li>⑥ 60点以上76点未満</li> </ul>	① 10 ② 8 ③ 6 ④ 4 ⑤ 2 ⑥ 0

評価項目	評価の着目点 判断基準	評価の ウエイト
実施方針・実施フロー・工程計画・その他（様式－8）		
業務理解度（課題、着目理由）	<p>業務を履行するうえでの課題及びその理由が適切であり、業務目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。</p> <p>なお、課題については、最も重要と考えられるものを1項目記載することとし、2項目以上記載した場合、又は複数の課題を1項目として記載した場合は、加点しない。</p>	15
対応方針	<p>課題、着目理由を踏まえ、適切な対応方針が記載されており、本業務の履行にあたって有効性が高い場合に優位に評価する。</p>	15
実施フロー	<p>業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。</p>	10
工程計画	<p>業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。</p>	10
賃上げの実施に関する評価	<p>仕様の内容を超えるような記載がある場合は、加点しない。</p> <p>また、以下の場合は技術提案書を無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の目的が理解されておらず、実施フローや工程計画の妥当性が著しく劣る場合。</li> <li>・様式－8に示された記載様式に適合しない（課題、着目理由、対応方針、実施フロー、工程計画以外の内容を記載した場合を含む。）技術提案書である場合。</li> </ul>	—
	<p>入札説明書（共通事項）17.（6）に示す賃上げの実施について、以下のいずれかで評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①・入札説明書（共通事項）17.（6）1) を満たす賃上げ表明書を提出している。</li> <li>②・上記以外</li> </ul>	① 6 ② 0

## 様式一2

## 入札調書(総合評価落札方式)

予定価格	27,690,000	(消費税抜き)
調査基準価格	22,040,000	(消費税抜き)
価格点の満点	60	

1. 件名 R5東京国道管内交通安全対策設計ほかその3業務

2. 所属事務所 東京国道事務所

3. 入札日時 令和5年10月25日 10時00分

業者名	技術評価点の内訳					履行確実性度	技術評価点合計(A)	第1回			備考	摘要
	予定技術者の資格及び実績等	予定技術者の成績及び表彰	質上げの実施に関する評価	実施方針				入札価格	価格評価点(B)	評価値(A)+(B)		
評価のウェート	14.7	13.5	3.3	28.3		—	60.0000	—	60.0000	120.0000		
(株)ドーコン	11.3	9.6	3.3	18.0		1.00	42.3962	22,040,000	12.2426	54.6388	履行確実性審査の結果、令和5年10月27日付で落札決定した。	落札
中央コンサルタンツ(株)	14.1	9.6	3.3	24.2		1.00	51.4528	22,050,000	12.2210	63.6738		
いであ(株)	14.7	7.3	3.3	19.4		1.00	44.8867	22,070,000	12.1776	57.0643		

※「技術評価点の内訳」の各項目の評価点は小数第2位を切り捨てて算出しているため、各項目の和に「履行確実性度」に係る係数を乗じて求めた値と、技術評価点合計(A)の値は合致しません。

※評価値(A)+(B)は、端数処理を行う前の技術評価点と価格評価点の和に対し、少数第5位以下を切り捨てて算出しているため、技術評価点合計(A)+価格評価点(B)と合致しない場合があります。

入札金額は、入札者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額である。